## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営 支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成26年5月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
  - イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - イオン船岡店
  - 柴田郡柴田町西船迫2丁目1番15号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜地区中瀬一丁目5番地1
- 4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名

## (変更前)

番	名称	代表者	住所
1	イオン株式会社	岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
2	株式会社北海道屋	渡邊正信	柴田郡柴田町船岡東四丁目16-2
3	佐藤 勲		白石市福岡深谷字二/萱211の2
4	有限会社東京小川	小川和枝	栃木県小山市城東3丁目7番8号
5	合名会社大田庸善商店*	大田義雄	柴田郡柴田町船岡中央三丁目17番27号
6	株式会社菓匠三全	田中裕人	柴田郡大河原町大谷字保料前18番地
7	株式会社文化堂	鈴木清隆	仙台市青葉区立町27番34号
8	株式会社メガネの相沢	相沢博彦	仙台市青葉区中央3丁目8番31号
9	株式会社アカシヤ	明石重美	仙台市青葉区一番町3-11-15
10	株式会社シャレード	林 鶴一	仙台市太白区長町三丁目1番1号
11	株式会社ショーエー	斎藤栄三	福島県郡山市横塚1丁目8番20号
12	株式会社三貴	木村和巨	東京都豊島区東池袋3丁目4番3号
13	有限会社二幸	矢萩正明	柴田郡柴田町船岡中央三丁目8番33号
14	株式会社まんぞくや	斉藤昭武	仙台市青葉区一番町三丁目9番19号
15	株式会社モリタ	盛田勝雄	岩手県一関市字大町93番2号
16	株式会社アイエ書店	相江茂文	仙台市青葉区本町一丁目9番5号

17	株式会社サニーランド	宍戸多佳男	仙台市太白区長町一丁目7番32号
18	安部慎治		柴田郡柴田町北船岡一丁目50-2
19	有限会社スター畜産	星吉郎	柴田郡柴田町大字槻字新田町28番地
20	株式会社金印堂	小野寺正雄	仙台市若林区大和町二丁目28番地6号
21	有限会社平井菓子店	平井正憲	柴田郡柴田町船岡中央三丁目1-10
22	株式会社阿部蒲鉾店	阿部秀一	仙台市青葉区大町一丁目2番19号
23	株式会社白松がモナカ	白松一郎	仙台市青葉区大町二丁目8番23号
24	有限会社丸福山田屋	山田芳広	亘理郡亘理町字旧館8
25	株式会社小西屋本店	小西巖	仙台市青葉区宮町一丁目3の15
26	有限会社成美	伊津野ミツ子	柴田郡柴田町船岡中央二丁目9番6号
27	有限会社メディアリサーチ	阿部信雄	柴田郡大河原町新桜町4^4-101
28	有限会社アイワーク	加藤澄子	仙台市青葉区大町一丁目1番5号
29	株式会社キャロット	横山和幸	愛知県名古屋市中区平和一丁目15番27号
30	株式会社ヤマプラス仙台	天野玲子	柴田郡柴田町大字四日市場字通り木71番地10
31	板倉節子		仙台市泉区南光台東一丁目28番25号

## (変更後)

番	名称	代表者		住所	変更年月日
号					
1	イオンリテール株式会社	梅本	和典	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目	平成 2 5 年
				5 番地 1 号	3月1日
2	三相光学株式会社	瀬戸	新吾	仙台市青葉区台原二丁目	平成 2 5 年
				1-27-201	3月1日
3	有限会社大美屋	細川	卓郎	角田市角田字田町82番の8	平成 2 4 年
					8月21日
4	株式会社丸福山田屋	山田	広太郎	亘理郡亘理町字五日町 19番地工	平成20年
				ムワイビル	3月29日

## 5 変更の年月日

4の(変更後)の表中「変更年月日」のとおり

6 届出年月日

平成26年4月18日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課,宮城県県政情報センター,大河原地方県政情報コーナー及び柴田町役場

8 縦覧期間

平成26年4月30日から平成26年9月1日まで(ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。